

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年2月27日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

長野県公安委員会規則第1号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

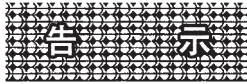
長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第27条の2第2項中「又は交付」を「若しくは交付」に、「とす」を「又は当該更新に係る申請書を長野県飯田警察署長を経由して公安委員会に提出する場合とする。」に改める。

附則

この規則は、令和2年3月2日から施行する。

東北信運転免許課



長野県告示第73号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「政令」という。)第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数、同条第5項の知事が定める一般納付金所得係数、同条第8項の知事が定める一般納付金基礎額調整係数、同条第9項の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数、政令第10条第3項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数、同条第6項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数、同条第7項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数、政令第11条第3項の知事が定める介護納付金納付金所得係数、同条第6項の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数及び同条第7項の知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数を次のように定め、令和2年4月1日から適用します。

長野県告示第74号

建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第4項第3号に規定する同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を、次のとおり定めます。

令和2年2月27日

なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数等(平成31年長野県告示第82号)は、令和2年3月31日限り、廃止します。

令和2年2月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 政令第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数  
1
- 2 政令第9条第5項の知事が定める一般納付金所得係数  
0.9597760921675
- 3 政令第9条第8項の知事が定める一般納付金基礎額調整係数  
1.0638029366382
- 4 政令第9条第9項の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数  
0.615
- 5 政令第10条第3項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数  
0.9548612140609
- 6 政令第10条第6項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数  
0.999999996604
- 7 政令第10条第7項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数  
0.647
- 8 政令第11条第3項の知事が定める介護納付金納付金所得係数  
0.9733630010683
- 9 政令第11条第6項の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数  
0.9999999915231
- 10 政令第11条第7項の知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数  
0.591

健康増進課国民健康保険室

長野県知事 阿部守一

- 1 次の表の第1欄に掲げる学校において、第2欄に掲げる科目を修めて卒業（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程にあっては修了）した後、同欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

第1欄	第2欄	第3欄
学校教育法の規定による大学又は高等専門学校	令和元年国土交通省告示第749号第1に定める科目（同第1中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	令和元年国土交通省告示第750号第1に定める科目	2年
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）の規定による防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第749号第1に定める科目	0年
	令和元年国土交通省告示第749号第1に定める科目（同第1中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	令和元年国土交通省告示第750号第1に定める科目	2年
学校教育法の規定による高等学校又は中等教育学校	令和元年国土交通省告示第750号第1に定める科目（同第1中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	3年

(注) 第2欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）又は専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の規定の例によるものとし、同法の規定による短期大学にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の規定の例によるものとし、同法の規定による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法の規定による防衛大学校、職業能力開発促進法の規定による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法の規定による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法の規定による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）の規定の例によるものとする。

- 2 次の表の第1欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法の規定による専修学校又は各種学校において、修業年限が第2欄に掲げる年数以上で、第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第4欄に定める年数以上の建築実務の経験を有する者

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）の規定による中等学校	2年	令和元年国土交通省告示第749号第1に定める科目	0年
		令和元年国土交通省告示第749号第1に定める科目（同第1中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号第1に定める科目	2年
学校教育法の規定による中学校又は義務教育学校	2年	令和元年国土交通省告示第750号第1に定める科目（同第1中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	3年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号第1に定める科目（同第1中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。）	4年

(注) 第3欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法の規定による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法の規定による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表の第1欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法の規定による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が第2欄に掲げる年数以上で、第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第4欄に定める年数以上の建築実務の経験を有する者

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令の規定による中等学校	3年	令和元年国土交通省告示第749号第1に定める科目(同第1中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号第1に定める科目	2年
学校教育法の規定による中学校又は義務教育学校	3年	令和元年国土交通省告示第750号第1に定める科目	2年
	2年	令和元年国土交通省告示第750号第1に定める科目(同第1中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	3年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号第1に定める科目(同第1中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。)	4年

(注) 第3欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号)の施行の日(以下「平成18年改正法施行日」という。)前に昭和47年長野県告示第260号(以下「旧告示」という。)第1号から第10号までに掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じて、それぞれ旧告示第1号から第10号までに定める年数に満たない年数しか有しない者で、平成18年改正法施行日以後に平成18年改正法施行日前の建築に関する実務の経験年数と平成18年改正法施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示第1号から第10号までに定める年数以上有することとなる者
- 5 平成18年改正法施行日前から引き続き旧告示第1号から第6号まで又は第8号に掲げる課程に在学する者で、平成18年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第1号から第6号まで又は第8号に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなる者
- 6 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
- 7 1から6までに定める者のほか知事が建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

この告示は、令和2年3月1日から施行する。

建築住宅課

長野県告示第75号

建築士法(昭和25年法律第202号)第15条第2号に規定する同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を、次のとおり定めます。

令和2年2月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 次の表の第1欄に掲げる学校において、第2欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める年数以上の建築実務(建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

第1欄	第2欄	第3欄
防衛省設置法(昭和29年法律第164号)の規定による防衛大学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第753号第1に定める科目	0年
学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校又は中等教育学校	令和元年国土交通省告示第753号第1に定める科目(同第1中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	1年

(注) 第2欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法の規定による防衛大学校、職業能力開発促進法の規定による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法の規定による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法の規定による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)の規定の例によるものとする。

2 次の表の第1欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法の規定による専修学校又は各種学校において、修業年限が第2欄に掲げる年数以上で、第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第4欄に定める年数以上の建築実務の経験を有する者

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)の規定による中等学校	1年	令和元年国土交通省告示第753号第1に定める科目	0年
学校教育法の規定による中学校又は義務教育学校	2年	令和元年国土交通省告示第753号第1に定める科目(同第1中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第753号第1に定める科目(同第1中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。)	2年

(注) 第3欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法の規定による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、同法の規定による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表の第1欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法の規定による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が第2欄に掲げる年数以上で、第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第4欄に定める年数以上の建築実務の経験を有する者

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令の規定による中等学校	1年	令和元年国土交通省告示第753号第1に定める科目	0年
学校教育法の規定による中学校又は義務教育学校	3年	令和元年国土交通省告示第753号第1に定める科目	0年
	2年	令和元年国土交通省告示第753号第1に定める科目(同第1中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第753号第1に定める科目(同第1中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。)	2年

(注) 第3欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

4 建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号)の施行の日前に昭和47年長野県告示第260号第1号から第10号までに掲げる課程に在学した者であって、当該課程を修めて卒業したもの

5 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

6 1から5までに定める者のほか知事が建築士法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

1 この告示は、令和2年3月1日から施行する。

2 平成20年長野県告示第533号は、廃止する。

建築住宅課

長野県告示第76号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、令和2年2月18日、次の者を売りさばき人に指定しました。

令和2年2月27日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
株式会社佐久浅間ライフナー	佐久市中込2丁目26番地4	小諸市相生町3丁目3-21 ニューヤマザキデイリーストア こもろ医療センター店

会計課

長野県飯田建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年3月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年2月27日

長野県飯田建設事務所長 丸山 義廣

- 1 路線名 152号
- 2 供用を開始する区間  
下伊那郡大鹿村大河原1071番の3地先から  
下伊那郡大鹿村大河原1081番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和2年2月27日

道路管理課

長野県内水面漁場管理委員会指示第25号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

令和2年2月27日

長野県内水面漁場管理委員会会長 平林 公男

- 1 指示内容

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

令和2年2月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

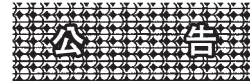
漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
野尻湖漁業協同組合	上水内郡信濃町大字野尻269-5	内共第12号

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいを採捕した者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共用水面等から生きたままこいを持ち出してはならない。

- 2 指示の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

内水面漁場管理委員会



公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和2年2月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 落札に係る調達産品等の種類及び数量  
工業技術総合センター以下12施設で使用する電気  
予定契約電力 1,407 kW 予定使用電力量 3,683,000 kWh
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県産業労働部産業政策課  
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 落札者を決定した日  
令和2年2月5日
- 4 落札者の名称及び所在地  
(1) 名称 中部電力株式会社  
(2) 所在地 愛知県名古屋市東区東新町1番地
- 5 落札金額  
61,589,052円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
令和元年12月19日

産業政策課